

---

## 後見支援預金特約

### 1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下、後見人といいます。）に対し、家庭裁判所が「指示書」を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、当金庫所定の届出を行った預金者の後見人が行うものとします。

### 2. (指示書の種類及び有効期限等)

指示書とは、後見人が家庭裁判所に必要書類を添えて提出する「報告書」に、家庭裁判所が報告内容について指示する旨の文言を記して交付する書類をいいます。なお、指示日から3週間を経過した指示書による取扱は致しません。

### 3. (取引方法等)

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当金庫所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座からの払戻し
  - ② この預金口座からの定額送金の設定及び変更
  - ③ この預金口座への追加の預入れ
  - ④ この預金口座への為替による振込金の受入れ
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 4. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当金庫所定の方法により届出てください。この届出が遅れたためにお客さま生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ① 通帳または届出印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任及び資格喪失：後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦ 預金者の後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始されたとき：後見人の補助人、保佐人または後見人

### 5. (各種取引の制限等)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① 口座開設店以外の本支店でのお取引
- ② キャッシュカードの発行
- ③ 通帳暗証口座のご利用
- ④ A T M(現金自動預金支払機)のご利用。ただし、通帳記帳、通帳繰越はご利用いただけます。
- ⑤ インターネットバンキングの利用
- ⑥ この預金口座からの各種料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取

### 6. (手数料)

- (1) 後見支援預金の口座開設にあたっては、当金庫所定の口座開設手数料をいただきます。
- (2) 口座開設後2年目以降毎年、当金庫所定の日に当金庫所定の口座管理手数料をいただきます。
- (3) 口座開設手数料および口座管理手数料は、後見支援預金口座から口座振替によりいただくものとし、預金口座からの払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

---

## 7. (解約)

この預金口座を解約する場合は、指示書とともに通帳、印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、事実を確認できる公的書類の提出により指示書を提出する必要はありません。

- ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき。
- ② 成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合

## 8. (適用条項)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) この規定の条項と普通預金規定の条項が抵触する場合には、この規定の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

## 9. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上